

秋田県税条例の一部を改正する条例

秋田県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「、郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。以下同じ。）」を削る。

第三十条第一項中「均等割額によつて」の下に「、第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法人課税信託（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

第三十条第四項中「行うもの」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を、「当該収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第五項中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、「収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第六項中「含む。」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第三十条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、次条、第三十二条、第四十四条及び第四十五条（法第五十三条第二十四項の規定により申告納付しなければならない場合に限る。）を除く。第三項において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 前二項の規定により法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、第四十四条第一項の表第一号中「資本金等の額」とあるのは「当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第三十条の二第一項及び第二項の規定により当該法人課税信託に係る同条第一項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額」と、同表第二号から第四号までの規定中「資本金等の額」とあるのは「当該法人に係る固有法人の資本金等の額」とする。

第三十九条中「又は郵便局」を削る。

第四十七条の十七第一項中「証券業者」を「金融商品取引業者」に改める。

第四十八条第一項第一号中「及び第三号」を削り、同号(二)中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第五項各号」に改め、「財団」の下に「、第四項の法人課税信託の引受けを行う個人」を加え、「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改め、同項中第二号を削り、第三

号を第二号とし、同条第二項中「第七十二条の二第七項から第九項」を「第七十二条の二第八項から第十項」に改め、同条第三項中「(いう。)」の下に「又は法人課税信託(法人税法第二十九条の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)」の引受け」を加え、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 法人課税信託の引受けを行う個人には、第二項の規定により個人が行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人が行う事業に対する事業税を課する。

第四十八条の三を第四十八条の四とし、第四十八条の二を第四十八条の三とし、第四十八条の次に次の一条を加える。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第四十八条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条、次条及び第四十八条の四を除く。第三項において同じ。)の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 前二項の規定により法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、第五十一条第一項第一号及び第三項第一号中「掲げる法人」とあるのは「掲げる法人で固有法人であるもの」と、同条第一項第三号及び第三項第三号中「その他の法人」とあるのは「その他の法人(第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と、同項中「法人で」とあるのは「受託法人及び三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で」とする。

第四十九条第一項第一号中「及び第三号」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項及び第三項中「、各特定信託の各計算期間の所得」を削る。

第五十一条第一項中「特定信託の受託者である法人が行う信託業並びに」を削り、同項第二号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第五項」に、「次項第一号及び第四項第二号」を「第三項第二号」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「又は第二項の各特定信託の各計算期間の所得」及び「又は各特定信託の各計算期間の所得」を削り、「第一項又は第二項」を「同項」に改め、同項第一号(四)を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六を乗じて得た金額

第五十一条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「又は各特定信託の計算期間が一年に満たない場合」及び「又は第二項」を削り、「第一項中」を「同項中」に改め、「第二項中「年四百万円」とあるのは「四百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年八

百万円」とあるのは「八百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とを削り、同項を同条第四項とする。

第五十三条第一項中「若しくは収入割又は各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割」を「又は収入割」に、同項第一号中「又は各特定信託の各計算期間」を削り、「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の三第一項」に改め、同項第二号中「同条第六項及び第十五項」を「法第七十二条の二十五第六項及び第十四項」に改め、同項第四号中「又は各特定信託の各計算期間」を削る。

第五十五条の二中「第七十二条の二第九項第一号」を「第七十二条の二第十項第一号」に改める。

第六十二条の二第一項中「の各号」を削り、「免除される事業者」の下に「（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。）」を加え、同条第三項中「本節」を「この節」に改め、同条第四項中「本節」を「この節」に、「本項及び次条」を「この項及び第六十二条の三」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第六十二条の二の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び課税資産の譲渡等をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第六十二条の八及び第六十二条の九を除く。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（公益信託に係る県民税の特例）

第一条の二 当分の間、公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。以下同じ。）の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、第二章第一節の規定を適用する。

2 公益信託は、第三十条第一項第四号の二に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

附則第十条第三項中「第三十六条の五から第三十七条まで」を「第三十六条の五、第三十七条」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号」に改める。

附則第十二条の二の二第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二条第二十項に規定する有価証券先物取引」を「第二十八条第八項第三号イに掲げる取引」に、「並びに」を「及び」に、「この条及び前条」を「前条及びこの条」に改める。

附則第十二条の二の四第二項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

附則第十二条の三第六項第二号中「証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法第二十八条第八項第三号イに掲げる取引」に、「証券業者」を「金融商品取引業者」に改める。

附則第十三条第一項中「及び各特定信託の各計算期間分」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項中「法人の」を「法人（法人税法第四条の七第一項に規定する受託法人を除く。）の」に改める。

附則第十三条の四の次に次の一条を加える。

（公益信託に係る事業税の課税の特例）

第十三条の五 当分の間、公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなして、第二章第二節の規定を適用する。

2 公益信託は、第四十八条第三項に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

附則第十四条の三の次に次の一条を加える。

（公益信託に係る地方消費税の課税の特例）

第十四条の三の二 当分の間、公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等（第六十二条の二第一項に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）は当該委託者等の課税資産の譲渡等とみなして、第二章第三節の規定を適用する。

2 公益信託は、法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

附則第十六条第五項中「平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日」を「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日」に改め、同項の表第一号中「第四条第二項」を「第六条第二項」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表第二号中「第五条の二第二項」を「第八条第二項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表第三号中「第七条第二項」を「第十条第二項」に、「第六条第一項」を「第九条第一項」に、「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表に次の二号を加える。

四 特別措置法第十二条第二項に規定する

認定技術活用事業革新計画

特別措置法第十一条第一項の規定による認定（特別措置法第十二条第一

項の規定による変更の認定を含む。）

特別措置法第十二条第一項に規定する認定

技術活用事業革新事業者

五 特別措置法第十四条第二項に規定する
認定経営資源融合計画

特別措置法第十三条第一項の規定による認定（特別措置法第十四条第一
項の規定による変更の認定を含む。）

特別措置法第十四条第一項に規定する認定
経営資源融合事業者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、信託法（平成十八年法律第八八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 附則第十条第三項の改正規定 公布の日
 - 二 第九条第一項及び第三十九条の改正規定 平成十九年十月一日
 - 三 第四十七条の十七第一項の改正規定及び第四十八条第一項第一号(二)の改正規定（「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。）並びに附則第十二条の二の二第一項、第十二条の二の四第二項及び第十二条の三第六項第二号の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日
 - 四 附則第十条第四項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）の施行の日
 - 五 附則第十六条第五項の改正規定 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日
（県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の秋田県税条例（以下「新条例」という。）第三十条、第四十八条、第四十八条の二、第四十九条、第五十一条、第五十三条、第六十二条の二及び第六十二条の二の二並びに附則第一条の二、第十三条、第十三条の五及び第十四条の三の二の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限る）、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含む）、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 新条例第三十条の二の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる新条例第三十条第一項第四号の二に規定する法人課税信託（遺言によってされた信託で同号に規定する法人課税信託に該当するものにおいて同日以後に遺言がされたもの限り、新法信託に該当する同号に規定する法人課税信託を含む。）について適用する。

秋田県条例第五十三号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年秋田県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第八号中「第七条第十項」を「第七条第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第五十四号

秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成六年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

題名中「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成」を「選挙運動」に改める。

第一条中「第四百十一条第八項」の下に、「第四百十二条第十一項」を加え、「法第四百十一条第一号の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第四百四十三条第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター（知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスター（以下これを「ポスター」という。）の作成」を「選挙運動」に改める。

第二条中「第八条第一項に定める額」を「六万四千五百円に当該候補者につき法第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第百条第四項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額」に、「選挙運動用自動車」を「法第四百十一条第一項第一号の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）」に改める。

第四条第一項中「（前条の）」の下に「規定による」を加え、同項第二号中「前条の」の下に「規定による」を加え、「（法第百条第四項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）」を削り、「が定める」を「の定める」に改める。

第九条を第十一条とする。

第八条を削る。

第七条中「前条の」の下に「規定による」を加え、「次」を「次に改め、「次」を「次に改め、「と」を「通じて」に改め、「（県議会議員の選挙の当該選挙区若しくは当該選挙が行われる区域又は知事の選挙の当該選挙が行われる区域をいう。以下同じ。）」を削り、「が定める」を「の定める」に、「第五条後段」を「第八条後段」に改め、同条第一号中「金額」の下に「当該金額に」を加え、「は、一円とする。次号に